

大学等の知を生かせる我が国の社会基盤インフラとして利活用するための
学術情報ネットワークトライアル利用に関する申合せ

〔 令 和 7 年 3 月 27 日 〕
学術研究プラットフォーム運営・連携本部制定

（目的）

第 1 条 この申合せは、第 6 期科学技術・イノベーション基本計画（令和 3 年 3 月）を受けて、学術情報ネットワーク（以下「SINET」と言う。）を、大学等の知を生かせる我が国の社会基盤インフラとして利活用できる環境整備の方策のため、民間等がトライアル利用することについて定めるものである。

（申請）

第 2 条 国立情報学研究所学術情報ネットワーク加入規程第 2 条の資格を満たしていないものが、SINET を我が国の社会基盤インフラとして利活用するため、トライアル利用するためには、国立情報学研究所長（以下「所長」という）に利用の承認を求めなければならない。

2 前項の申請は、機関の長または本トライアルに関する責任を持つ部署の長が行うものとする。

（承認）

第 3 条 所長は、前条の申請について適当と認めた場合には、これを承認する。

（利用終了）

第 4 条 申請の終了期限を以て、利用は終了するものとする。

2 前項の定めにかかわらず、申請の終了期限より前に利用を終了する場合には、速やかに所長に届けなければならない。

（報告）

第 4 条 利用者は、利用の終了時および申請の内容に基づき、報告書を提出するものとする。

2 前項の定めにかかわらず、所長は必要に応じて、トライアル利用に関する報告の求めることが出来き、利用者はこれに応じなければならない。

（遵守事項）

第 5 条 利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 申請内容以外での利用を行わないこと。
- 二 通信の秘密を侵害しないこと。
- 三 ネットワークの運用に支障を及ぼすような利用を行わないこと
- 四 ネットワーク及び接続するコンピュータに対する不正行為等が発生しないよう最善の努力を払うこと
- 五 その他所長が別に定める事項

2 前項第一号の規定にかかわらず、地震、風水害等の大規模な災害が発生した際は、当該災害の対応

を目的として、ネットワークを利用することができる。

（利用の取り消し）

第6条 所長は、前条に違反したと認められる利用者に対して、加入の承認を取り消すことができる。

（調査・協力）

第7条 所長は、利用者に対して、ネットワークの利用状況、運用実態、障害時の対応、不正行為に対する情報収集等についての調査・協力を求めることができる。

（経費の負担）

第8条 利用に係る経費は、利用者の負担とする。

（本申合せの失効）

第9条 この申合せは令和8年3月31日限り、その効力を失う。

（雑則）

第10条 この規程に定めるもののほか、トライアル利用について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和7年3月27日から施行する。

(様式)

※本申請にあたっては、事前に国立情報学研究所の担当者と調整してください。

令和 年 月 日

大学等の知を生かせる我が国の社会基盤インフラとして利活用するための
学術情報ネットワークトライアル利用申請書

国立情報学研究所長 殿

申請者

学術情報ネットワークのトライアル利用について「大学等の知を生かせる我が国の社会基盤インフラとして利活用するための学術情報ネットワークトライアル利用に関する〇〇」を遵守し、別添のトライアル利用について、次のとおり申請します。

(フリガナ)		
機関名 (または部署名)		
機関 (または部署) の 責任者	所 属	
	職 名	
	(ふりがな)	
	氏 名	
	住 所	〒
	E - M a i l	
	T E L	
	F A X	
トライアル利用担当者	所 属	
	職 名	
	(ふりがな)	
	氏 名	
	住 所	〒
	E - M a i l	
	T E L	
	F A X	

【別添】

学術情報ネットワークトライアル利用計画書¹

機関（または部署）名

トライアル利用担当者

トライアル利用の件名
トライアル利用の目的・概要 トライアルの目的や、大学等の知を生かせる我が国の社会基盤インフラとして利活用するためにどのようなことを実施するのかなど。
トライアル利用の期間・スケジュール トライアル利用開始から終了までの全体計画
トライアル利用における接続構成図・想定帯域等 物理的・論理的接続構成や、やりとりされるデータ、想定される利用帯域、利用帯域の傾向（常時なのか、特定の時期なのか）など。
関係する機関等 大学等の知を生かせる我が国の社会基盤インフラとして利活用するために連携/利用/接続/協力等を行う機関やデータ等があれば、それらの機関等について、本トライアルでどのような連携等を行うのかわかりやすく記述してください。
トライアル利用により想定される成果

- トライアル利用の内容の変更が必要な場合は、事前に相談を行い、その指示に従います。
- 利用終了後には、報告書を提出します。また、接続終了に必要な書類の提出や接続機器等の撤去を速やかに行います。
- 1年以上のトライアル利用期間の場合、1年ごとに中間報告書を提出します。

¹ ※本申請書の作成にあたっては、事前に国立情報学研究所の担当者と調整を行ってください。